

参考資料－ 1

防災・安全交付金および 防災事業支援メニュー（事例）

平成 26 年 2 月 24 日

大規模水災害に適応した対策検討会

～～～ 目次 ～～～

1. 防災・安全交付金	1
2. 防災事業支援メニュー（事例）	15

1. 防災・安全交付金

防災・安全交付金

24年度補正 5,498億円、25年度 10,460億円

概要

◇ 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

- ※ 計画期間 3～5年
- ※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定
- ※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

・ 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み

※ 老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備 等

・ 地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み

※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等

・ 効果促進事業の活用による効果的な取組み

- ※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等
- ※ 効果促進事業は全体事業費の20%目途(社会資本整備総合交付金と同様)

特長

◇ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化。

◇ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

※ 天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、宅地の液状化対策 等

個別補助金と比較した交付金制度の特長

ポイント

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

個別補助金

個別施設ごとにタテ割り
で補助採択

個々のハード整備にだけ
使用

補助金が余れば返還か
繰越手続
(他には回せない)

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目

交付金制度

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可
(効果促進事業:基幹事業の効果を促進するハード・ソフト事業)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可
⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

防災・安全交付金の特長

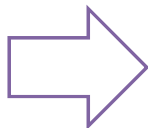
個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手をさらに向上

多様な事業を総合的にバックアップ

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

防災・減災、安全に資する以下の事業

- 道路 ○ 港湾
- 治水 ○ 下水道
- 海岸 ○ 都市公園
- 市街地 ○ 住宅
- 住環境整備 等

関連社会資本事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

○ 計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○ 全体事業費の2割目途

(例)

- ・ ハザードマップの作成・活用
- ・ 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・ 防犯灯、防犯カメラの整備

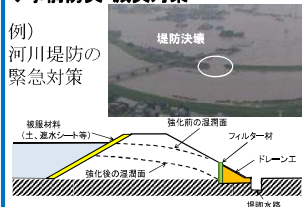
◆インフラ老朽化対策

例) 橋梁・トンネルの補修



◆事前防災・減災対策

例) 河川堤防の緊急対策



◆生活空間の安全確保

例) 通学路の交通安全対策

例) 電線地中化



◆効果促進事業の活用

例) ハザードマップ作成・活用



例) 水防訓練の実施



防災・安全交付金による支援について（想定される主な事業）

1. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（基幹事業）の例

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
（道路事業）		
① 道路構造物の長寿命化	橋梁・トンネル等の道路構造物について、計画的な修繕・更新を行う事業	□-1-（1）
② 通学路の交通安全対策	緊急合同点検の結果特定された要対策箇所において実施する交通安全対策事業	□-1-（1）
③ 道路の防災・震災対策	緊急輸送道路をはじめとする道路において橋梁の耐震補強等の防災・震災対策を行う事業	□-1-（1）
（港湾事業）		
① 港湾改修事業	老朽化対策や事前防災・減災対策として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行う事業。	□-2-（1）
② 港湾施設長寿命化計画策定事業	老朽化が進む港湾施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、港湾施設の長寿命化等に資する計画の策定を行う事業。	□-2-（2）
③ 緑地等施設整備事業	老朽化対策や事前防災・減災対策として、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウオーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等の整備を行う事業。	□-2-（3）
④ 海域環境創造・自然再生等事業	老朽化対策や事前防災・減災対策として、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行う事業。	□-2-（4）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(河川事業)		
① 広域河川改修事業	河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて河川整備を実施する事業。	□-3-(1)
② 地震・高潮対策河川事業	津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備を実施する事業。	□-3-(2)
③ 特定地域堤防機能高度化事業	河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業。	□-3-(3)
④ 都市基盤河川改修事業	施工する上流の流域面積は概ね30km ² 未満又は周辺の市街地整備と関連して市が事業主体となり河川整備を行う事業。	□-3-(4)
⑤ 流域治水対策河川事業	地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施する事業。	□-3-(5)
⑥ 調整池整備事業	人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調整池の整備を実施する事業。	□-3-(6)
⑦ 流域貯留浸透事業	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業。	□-3-(7)
⑧ 総合治水対策特定河川事業	都市及び都市周辺地域の開発の進行に伴う人口の集中、洪水時の河川への流出量の増大等により、治水安全度の低下が顕著である河川において、流域抑制策を講じるとともに、河川の治水機能を向上させるための整備を実施する事業。	□-3-(8)
⑨ 土地利用一体型水防災事業	土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効果的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備を実施する事業。	□-3-(9)
⑩ 総合内水対策緊急事業	内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業。	□-3-(10)
⑪ 大規模河川管理施設機能確保事業	供用期間が耐用年数を超過し、老朽化が著しい、又は施設の機能に著しい障害が生じている大規模な河川管理施設の改築を実施する事業。	□-3-(11)

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
⑫ 特定構造物改築事業	今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業。	□-3-(12)
⑬ 応急対策事業	河川工作物の付属施設又は関連施設の構造が不十分又は適当でないため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて応急的な改良及び新増設の改善措置を実施する事業。	□-3-(13)
⑭ 堰堤改良事業	都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図るために実施する事業及び長寿命化計画の策定。	□-3-(14)
(砂防事業)		
① 砂防事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業。	□-4-(1) □-4-(2)
② 火山噴火警戒避難対策事業	火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時等の緊急対策のため、火山活動の状況、異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するために必要なワイヤセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置を行う事業。	□-4-(3)
(地すべり事業)		
① 地すべり対策事業	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業。	□-5-(1)
(急傾斜地崩壊対策事業)		
① 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他の急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業。	□-6-(1)

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(下水道事業)		
① 浸水対策事業	内水による浸水被害を防ぐため、雨水管渠、ポンプ施設等の整備を行う事業。	□-7-(2) □-7-(5) □-7-(12)
② 地震対策事業	地震・津波による下水道施設の被災を防ぎ下水道機能を維持するため、下水道施設の耐震化・津波対策等を行う事業。	□-7-(3)
③ 老朽化対策事業	老朽管に起因する道路陥没や設備老朽化による処理機能低下等の影響を未然に防止するため、下水道施設の点検、長寿命化計画の策定、改築等を行う事業。	□-7-(7)
④ 合流式下水道改善事業	合流式下水道の雨天時越流水対策のため、雨水処理施設、雨水貯留施設等の整備を行う事業。	□-7-(4)
(その他総合的な治水事業)		
① 総合流域防災事業	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業。	□-8-(1)
② 津波防護施設整備事業	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に記載され、国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設（盛土構造である既存の道路、鉄道を活用し、その施設の背後地への津波による浸水を防止するための陸間、胸壁。また、道路、鉄道と一体となつて整備する概ね500m以内の盛土構造物）の新設又は改良を行う事業。	□-8-(2)
(海岸事業)		
① 高潮対策事業	高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある海岸において、堤防・護岸、離岸堤の整備や嵩上げ、堤防等の粘り強い構造への改良等を行う事業。	□-9-(1)
② 侵食対策事業	侵食による被害が発生するおそれのある海岸において、離岸堤、人工リーフ、突堤等の整備や養浜等を行う事業。	□-9-(2)
③ 海岸耐震対策緊急事業	期望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東南海・南海地震防災対策推進地域等の緊急的な対策を要する海岸において、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の耐震補強等を行う事業。	□-9-(3)

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
④ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設の機能の強化又は回復を行うための老朽化調査及びその調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づく老朽化対策工事を行う事業。	ロ－９－（４）
⑤ 津波・高潮危機管理対策緊急事業	朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東南海・南海地震防災対策推進地域等の緊急的な対策を要する海岸において、海岸保全施設の防災機能の発揮や、津波・高潮からの住民避難を促進させるため、水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、堤防・護岸等の破堤防止（補強等）、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、津波・高潮ハザードマップの作成支援、津波・高潮に関する観測施設、津波防災ステーションの整備、避難対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置、漂着物防止施設の整備等を行う事業。	ロ－９－（５）
（都市公園等事業）		
① 都市公園等事業	災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられた都市公園等の整備	ロ－１２－（１） ロ－１２－（２） ロ－１２－（３） ロ－１２－（７）
② 安全・安心対策事業	都市公園の再整備や公園施設（園路広場、遊戯施設など）の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業	ロ－１２－（６） ロ－１２－（８）
（都市防災推進事業）		
① 地震や津波等の災害に対して市街地の防災性の向上を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進する事業	市街地の災害危険度判定に関する調査、住民等のまちづくり活動への支援、避難・消防活動等を円滑にするための地区公共施設（道路、公園等）や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設、防災情報通信ネットワークの整備、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化等を行う。	ロ－１３－（１）①
② 地震時における宅地の滑動崩落や液状化による被害の軽減を図るため、宅地の耐震化を推進する事業	地震時に滑動崩落や液状化による被害が発生するおそれのある造成宅地を抽出し、その分布や被害の程度等を判定するための調査及び、造成宅地における滑動崩落や液状化による被害を軽減するための対策工事を実施する。	ロ－１３－（１）②

事業名		事業内容	交付要綱上の番号
(市街地再開発事業等)			
① 密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資する事業	市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合や不燃化された共同建築物の建築、公共施設の整備等を行う。		□－13－(2) □－13－(4) □－13－(10) □－13－(11) □－16－(1)
(都市再生区画整理事業)			
① 安全市街地形成重点地区に該当する等、市街地の防災性の向上に資する事業	市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、道路や公園等の公共施設の整備と併せて街区の再編等を行う。		□－13－(6)
(都市水環境整備事業)			
① 下水道事業と連携して行う治水事業	河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業と下水道事業と協調して行うことにより、事業効果の早期発現が見込まれる事業。		□－14－(3)
(地域住宅計画に基づく事業)			
① 公営住宅等の耐震改修・既存昇降機の安全確保	既存公営住宅等について、耐震改修工事や、昇降機的主要機器の耐震補強措置・戸開走行保護装置の設置・P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改善工事を行う。		□－15
(優良建築物等整備事業)			
① 津波避難施設の整備・耐震性が低い建築物の建替え等市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資する事業	土地の利用の共同化・高度化等にあわせて市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資する優良建築物等の整備を行う。		□－16－(2)
(住宅市街地総合整備事業)			
① 密集住宅市街地の改善・整備を行う事業	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。		□－16－(8)

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(住宅地盤盤特定治水施設等整備事業)		
① 快適な住居環境創出のための治水事業	中心市街地における快適な住居環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業。	□－１６－（１１）
(住宅・建築物安全ストック形成事業)		
① 住宅・建築物の耐震改修等に対して助成を行う事業	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業又は危険住宅の移転を行う事業について、地方公共団体等に対し、助成を行う。 ※ 平成25年度当初予算から天井のみの耐震改修、既設エレベーターの防災対策改修も同事業の支援対象として追加となる。	□－１６－（１２）

2. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（効果促進事業）の例

事業名	事業内容	想定される基幹事業
① 災害関連標識（避難場所、想定浸水深）、案内板・誘導灯の設置	住民に災害関連情報を周知するための標識の設置又は避難誘導に係る案内板・誘導灯の設置を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市防災推進事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業
② 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施	防災に関する教育・啓発活動、水防訓練、防災訓練又は避難訓練の訓練用会場整備・資材購入等を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業 ※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。
③ ハザードマップ、防災マップ作成	ハザードマップ又は防災マップ等の作成、印刷を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業 ※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。
④ B C P 策定	業務継続計画（B C P）の策定を行う。	港湾事業、下水道事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業
⑤ マンホールトイレ整備	災害時に必要となるマンホールトイレの整備を行う。	下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市公園等事業、都市防災推進事業）で実施できる場合もある。

事業名	事業内容	想定される基幹事業
⑥ 防災用資機材の整備	災害時における防災用資機材倉庫や水防活動に使用する資機材の整備等を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、都市防災推進事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市公園等事業）で実施できる場合もある。
⑦ 移動通信設備等の整備	災害時における通信確保のための移動通信設備等の整備を行う。	都市防災推進事業
⑧ 耐震対策調査	施設の耐震対策の必要性について調査を行う。	河川事業、海岸事業等、都市公園等事業（公園施設の改築）
⑨ 事業モニタリング調査	事業効果等に係るモニタリング調査等を行う。	河川事業、海岸事業等、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業
⑩ ブロック塀等の安全対策事業	ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除却、生垣整備を行う。	都市防災推進事業、地域住宅計画に基づく事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業
⑪ 防犯灯・防犯カメラの整備	防犯灯・防犯カメラの設置に対して助成を行う。	市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（公園施設の改築）、地域住宅計画に基づく事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業 ※基幹事業（港湾事業、都市公園等事業）で実施できる場合もある。
⑫ 防災に関する専門家派遣	住民による防災まちづくり活動等を支援するため、専門家を派遣し、防災性の向上等に資する指導・助言を行う。	市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業 ※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。

事業名	事業内容	想定される基幹事業
⑬ 克雪住宅整備	落雪式や耐雪式、融雪式など地域の雪の状況に応じた克雪住宅の整備に助成を行う。	地域住宅計画に基づく事業

※ 上記のほか、効果促進事業については、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能である。

3. 老朽化した社会資本等に対する点検等を行う事業、長寿命化計画等の策定を行う事業等（要綱上の対象事業）

社会資本等の種類	点検等の実施	長寿命化計画等の策定	補修・修繕等の実施
道路施設（トンネル、橋梁等）	基幹事業（ロー８－（１）道路事業）により、道路施設の修繕を行うために必要な点検を実施することができる。	基幹事業（ロー８－（１）道路事業）により実施することができる。	基幹事業（ロー８－（１）道路事業）により道路施設の修繕を実施することができる。
港湾施設（外郭施設、係留施設、及び臨港交通施設等）	基幹事業（ロー２－（１）港湾改修事業）により、港湾施設の改良を行うために必要な点検・調査を実施することができる。	基幹事業（ロー２－（２）港湾施設長寿命化計画策定事業）により実施することができる。	基幹事業（ロー２－（１）港湾改修事業）により、港湾施設の老朽化対策を実施することができる。
河川管理施設（堰、水門、樋門及び排水機場等）	堰、水門、樋門及び排水機場等の河川管理施設については、基幹事業（ロー３－（１２）特定構造物改築事業）により、長寿命化計画策定に必要な点検・調査を実施することができる。	基幹事業（ロー３－（１２）特定構造物改築事業）により実施することができる。	基幹事業（ロー３－（１２）特定構造物改築事業）により、河川管理施設の老朽化対策を実施することができる。 また、基幹事業（ロー３－（１３）応急対策事業）により、河川管理施設の応急的な改良及び新増設の改善措置を実施することができる。
河川管理施設（ダム）	基幹事業（ロー３－（１４）堰堤改良事業）により、長寿命化計画の策定に必要な点検・調査を実施することができる。	基幹事業（ロー３－（１４）堰堤改良事業）により実施することができる。	基幹事業（ロー３－（１４）堰堤改良事業）により、ダムの機能の回復又は向上を図るための改良を実施することができる。
砂防設備等	基幹事業（ロー８－（１）総合流域防災事業）により、砂防設備等の改築及び必要な調査を実施することができる。	—	基幹事業（ロー８－（１）総合流域防災事業）により、砂防設備等の改築及び必要な調査を実施することができる。
海岸保全施設	基幹事業（ロー９－（４）海岸堤防等老朽化対策緊急事業）により、海岸保全施設の老朽化調査を実施することができる。 それ以外の場合においては、海岸事業の効果促進事業として実施することができる。	基幹事業（ロー９－（４）海岸堤防等老朽化対策緊急事業）により実施することができる。 それ以外の場合においては、海岸事業の効果促進事業として実施することができる。	基幹事業（ロー９－（４）海岸堤防等老朽化対策緊急事業）により、海岸保全施設の老朽化対策を実施することができる。 それ以外の場合においては、海岸事業の効果促進事業として実施することができる。

社会資本等の種類	点検等の実施	長寿命化計画等の策定	補修・修繕等の実施
下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場）	基幹事業（ロー７－（７）下水道長寿命化支援制度）により、下水道施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査を実施することができる。	基幹事業（ロー７－（７）下水道長寿命化支援制度）により、実施することができる。	基幹事業（ロー７－（７）下水道長寿命化支援制度）により、下水道管渠の改築を実施することができる。
都市公園施設（建物、橋梁等）	基幹事業（ロー１２－（６）公園施設長寿命化計画策定調査）により、公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を、公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、計画的な修繕・改築を行うための点検を実施することができる。	基幹事業（ロー１２－（６）公園施設長寿命化計画策定調査）により、公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として実施することができる。	基幹事業（ロー１２－（８）都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）により、地域防災計画又は地震防災緊急事業五年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修や公園施設のバリアフリー化等は実施することができる。
公営住宅等	—	基幹事業（ロー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業）により実施することができる。	—
住宅・建築物	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）により、住宅・建築物の耐震診断を実施することができる。	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）により、住宅・建築物の耐震改修促進計画の策定が前提であり、本計画の策定に対し助成をすることができる。	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）により、住宅・建築物の耐震改修を実施することができる。

2. 防災事業支援メニュー（事例）

○防災事業支援メニュー

【国土交通省支援事業】

■社会資本総合整備交付金

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

	事業名	施策内容	交付率
7-(3)	下水道総合地震対策事業	管渠の耐震化 貯留・排水施設の耐震化 マンホールトイレシステム 備蓄倉庫及び耐震性貯水槽	1/2
8-(2)	津波防護施設整備事業	津波浸水防止のための閘門・胸壁 津波浸水防止のための盛土 人家20軒以上を防護する施設 津波防災地域づくり総合推進計画に位置付けられた津波防護施設	1/2
10-(1)	都市再生整備計画事業	事業活用調査 まちづくり活動推進事業 地域創造支援事業 道路 公園 古都及び緑地保全事業 下水道 駐車場有効利用システム 地域生活基盤施設 高質空間形成施設 高次都市施設 既存建造物活用事業 土地区画整理事業 市街地再開発事業 住宅街区整備事業 地区再開発事業 バリアフリー環境整備促進事業 優良建築物等整備事業 住宅市街地総合整備事業 街なみ環境整備事業 住宅地区改良事業等 都心共同住宅供給事業 公営住宅等整備 都市再生住宅等整備 防災街区整備事業	2/5
12-(2)	防災緑地緊急整備事業	園路・広場 植栽その他の修景施設 休憩所、ベンチその他の休養施設 便所、水飲み場その他の便益施設 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設 備蓄倉庫その他の災害応急対策に必要な施設 (一時避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。)	1/2
12-(8)	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	公園における災害応急対策施設 公園における建物又は橋梁等の耐震改修 都市公園における公園施設のバリアフリー化	施設1/2 用地1/3
13-(1) ①	都市防災総合推進事業	災害危険度判定調査 住民等のまちづくり活動支援 密集市街地緊急リノベーション事業 地区公共施設等整備 都市防災不燃化促進 地震に強い都市づくり緊急支援事業 被災地における復興まちづくり総合支援事業	1/3 1/3 1/2 施設1/2 用地1/3 1/2 (調査1/3) 各事業 1/2 1/3
13-(1) ②	宅地耐震化推進事業	大規模盛土造成地の変動予測 大規模盛土造成地活動崩落防止事業	1/3 1/4
		市街地再開発事業 優良建築物等整備事業 地区再開発事業	各事業の建設工事費に、要件に該当する数に応じて以下の補助を行う。

13-(10)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	地域優良賃貸住宅整備事業	
		住宅市街地総合整備事業	・必須要件にのみ該当3/100
		防災街区整備事業	・必須要件＋選択要件一に該当5/100
		都市再生整備計画事業	
		地域住宅計画に基づく事業	・必須要件＋選択要件二に該当7/100
		都市再生住宅等整備	
16-(12) ①	住宅・建築物耐震改修事業	住宅の耐震化の支援に関する事業	地方公共団体1/2 (民間 別途)
		建築物の耐震化の支援に関する事業	地方公共団体1/3 (民間 別途)
		緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業	地方公共団体1/2 (民間 別途)
		住宅の耐震改修等または建替えに関する事業	耐震改修: 工事費に23%を乗じて得た額の1/2、 建替え: 耐震改修に要する費用の1/2
		建築物の耐震改修または建替えに関する事業	
		緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物の耐震改修等、建替えまたは除却に関する事業	耐震改修: 工事費及び補償費を合算した額の1/3 建替・除却: 耐震改修等に要する費用の1/3
		避難路沿道等の住宅及び建築物の耐震改修等、建替えまたは除却に関する事業	耐震改修: 工事費に50%を乗じて得た額と補償費の合算の1/3 建替・除却: 耐震改修に要する費用の1/3
		避難所等の耐震改修または建替えに関する事業	耐震改修工事費の1/3 (民間 別途)
		住宅・建築物耐震改修モデル事業	工事費および調査設計計画費を合算した額の1/2 (民間 別途)
		地方公共団体の持続的取り組みに向けた体制整備に寄与するモデル事業	全(制限あり)
		住宅の耐震改修および建替え等に対する緊急支援事業	対象住宅に係る補助制度が整備された年度により異なる。

平成 23 年 11 月
【中部地方整備局 建政部】

防災まちづくり関連支援事業集【建政部所管】

○防災まちづくり支援事業メニュー

- 防災まちづくり関連施策と支援事業メニュー
- 防災関連施策カタログ

○防災まちづくり取組み事例

- 静岡県 焼津市
- 静岡県 沼津市
- 愛知県 東海市
- 愛知県 名古屋市

■問い合わせ先

○建政部都市整備課

TEL:052-953-8573

○建政部住宅整備課

TEL:052-953-8574

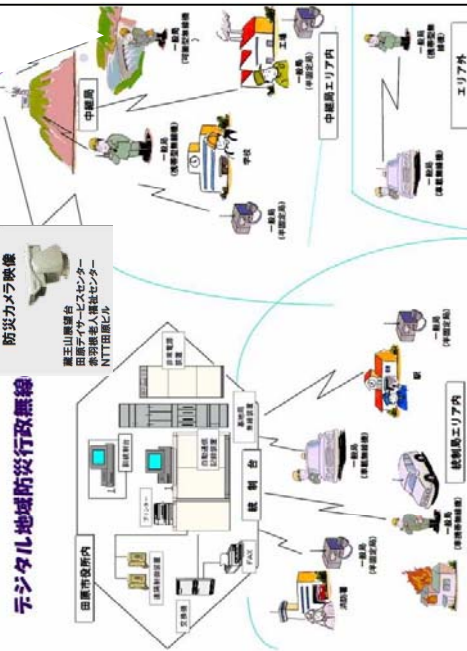
■防災まちづくり関連施策と支援事業メニュー及び取組事例一覧

H23.11.21

NO	テーマ	目的	関連施策	事業名
1	災害情報の提供	災害時の情報伝達手段の充実	ハザードマップ、携帯による情報提供 等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 効果促進事業
2	防災拠点の整備	災害時の活動拠点の整備、充実	防災公園の整備、ヘリポートの整備、拠点施設の耐震化等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 都市公園事業 下水道総合地震対策事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅市街地総合整備事業
3	避難地・避難路等の整備	災害時の住民避難場所の確保、充実	防災公園、避難路の整備 等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業 都市公園事業 下水道総合地震対策事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅市街地総合整備事業 狭あい道路整備等促進事業 効果促進事業
4	道路等インフラの整備、耐震化	減災、災害時のルートの確保	橋梁の耐震化、下水道の耐震化 等	都市再生整備計画事業 下水道総合地震対策事業
5	建築物の耐震化	災害時の拠点の確保、人的被害の低減	公営住宅、公共施設、民間建築物等の耐震化	住宅・建築物安全ストック形成事業 地域住宅計画に基づく事業 小規模地区改良事業 効果促進事業 建築基準法等
6	復旧・復興対策	復旧から復興期の支援施策	応急仮設住宅、災害公営住宅 等	小規模地区改良事業 災害公営住宅整備 等
7	防災訓練、防災教育 等	日頃からの防災力の向上	防災訓練、防災ワークショップ・イベント・講座 等	都市再生整備計画事業 都市防災総合推進事業

【テーマ1:災害情報の提供支援メニュー】

防災行政無線の整備
(デジタル化の推進・防災用広域カメラ設置)



【携帯端末】
(メール通知サービス)



【携帯端末】
(ワンセグデータ放送利用)



【ケーブルテレビ】
行政チャンネル



※防災行政無線の放送内容を行
政チャンネルのテロップで流します。

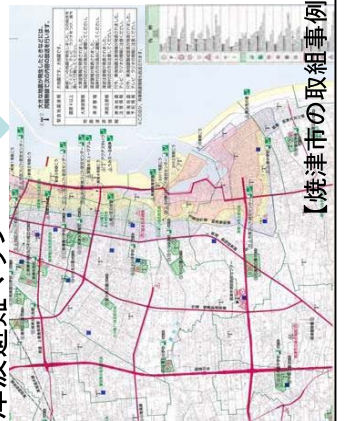
＜整備事例＞愛知県岡崎市、幸田町、三重県伊勢市／

ハザードマップの整備（津波・高潮等）



住民による防災ま
ちづくり
ワークシヨップ

津波避難マップ。



【焼津市の取組事例】

津波標識の整備(津波高等を表示)



(四国地整)



(静岡県伊東市)

避難標識の整備(避難場所表示、誘導標識)



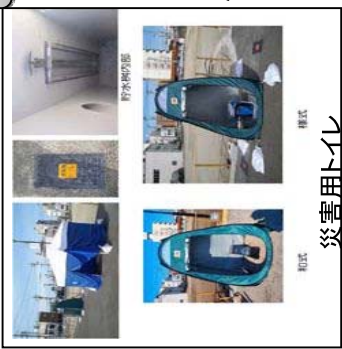
ソ一ラ一式避難所標識
(焼津市)



(西伊豆町仁科)

【テーマ2:防災拠点の整備 支援メニュー】

防災公園の整備



災害用トイレ



災害対応イ化

【防災公園芝生広場】
(ヘリポート イメージ)



災害対応日陰棚

也世有長夜無

リ—ラ—曜目

拠点施設の耐震化等



消防団第五分団誌
(愛知県東海市)



岐阜県北方町、愛知県扶桑町)

【消防団拠点施設耐震改修】

【防災非常発電設備】



※防災備蓄品や消防自動車を保管
(三重県庁会館)

【庫 倉 蓄 備】

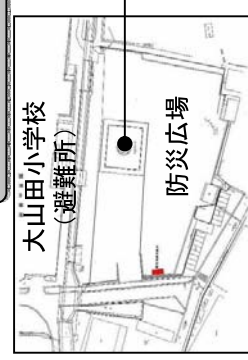


※住民基本台帳データなどのコンピュータサーバーも内部に設置
(尾鷲市)



※建物1階部分は備蓄倉庫

整備のうえに、利用策を講ずる。



大山田小学校
(遊藝所)



防災広場

山田地区防災広場(三重県伊賀市)

＜整備事例＞岐阜県飛騨市、静岡県西伊豆町、静岡市、愛知県名古屋市＞

庁舎の耐震化



裾野市本庁舎(静岡県裾野市佐野)

【テーマ3：避難地・避難路等の整備 支援メニュー】

避難地の整備

【防災公園】



西礼防災公園
(三重県志摩市)

備蓄倉庫の整備

【防災備蓄倉庫】



〇6mの津波に対応
(三重県紀宝町)

【緊急物資集積場】



ふじさんめっせ
(静岡県富士市)

避難所（避難施設）の整備 (地域交流センター等)



小川第13自治会コミュニ
ニティ防災センター
(静岡県焼津市)

避難所の耐震化 (公民館、小中学校等)



北方町公民館
(岐阜県北方町)

貯水槽（耐震貯水 槽）の整備



(静岡市)

防災用トイレの整備

【防災用(マンホール)トイレ】



(岡崎市)

防災井戸の整備



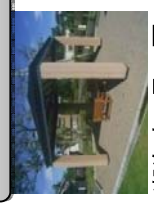
麻機東石橋公園井戸
(静岡市)

防災ベンチの整備



池の谷公園(静岡市)

防災あずまや・日陰棚の整備



湖海寺1号公園
(菊川市)



川名公園
(名古屋市)

避難空間の整備

【津波避難タワー】



重須地区(沼津市)

【急傾斜地避難階段】



静浦地区(沼津市)

災害時医療の拠点となる 医療施設の耐震化等



尾鷲総合病院透析センター
(三重県尾鷲市)

密集住宅地の解消・狭あい道路の解消

【密集市街地対策】



(密集市街地)における道路整備
原駅前地区(沼津市)

【狭い道路の拡幅整備事業】



(浜松市)

【テーマ4：道路等インフラの整備・耐震化 支援メニュー】

橋梁の耐震化



(都) 田子浦伝法線JR跨線橋耐震化
(静岡県富士市)

管路施設(下水道)の耐震化

【管更生】



老朽化した下水道管



再生した下水道管

(愛知県名古屋市)

【マンホール浮上防止対策】



重量化工法

(静岡県浜松市)

橋梁長寿命化修繕計画の策定



(瀬戸市)

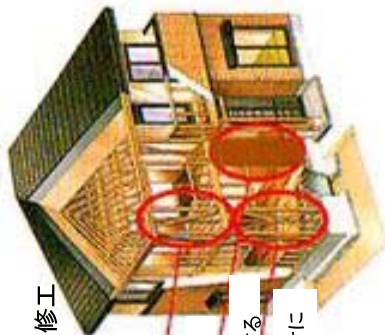
【テーマ5：建築物の耐震化 支援メニュー】

住宅・建築物の耐震改修

【民間木造住宅の耐震診断・改修】

木造住宅の耐震改修工事のイメージ

- すじかいを設ける
- 構造用合板を貼る
- 細いすじかいを太くする
- すじかいをタスキ掛けにする



公営住宅の耐震化等

【耐震改修の事例】 アウトフリューム工法 (居住しながら施工)



【建替の事例】 老朽化(S25築)と耐震不足 による建て替え



老朽建築物の除却等

【空き家再生等推進事業】



(福岡県越前町)

【津波避難施設等整備事業】



(和歌山県田辺市文里地区)



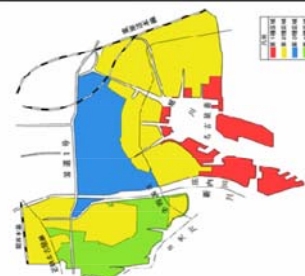
土地利用・建築規制、住宅移転

【名古屋市臨海部防災区域建築条例の事例】

区域	1階の床の高さ	制限の概要表	図解
第1種区域	N・P<1)m L・二	構造制限 木造禁止	
第2種区域	N・P<1)m L・一	2階以上に居室設置 以下の1階のみ、すべの割合に 和 1.1階の1以上の居室の床の高さが P<1.5m以上 2同一敷地内に、階建以上の建築物 あり 3、延べ面積が100㎡以上のものは退 避室、避難設備の設置	
第3種区域	N・P<1)m L・二	なし	
第4種区域	N・P<1)m L・二	2階以上に居室設置 以下の1、2階のみ、すべの割合に制限 和 1.1階の1以上の居室の床の高さが P<1.5m以上 2同一敷地内に、階建以上の建築物 あり	

N・P=Nagoya Peil (1Fワンダ 建て水準線の高)

備考
昭和9年9月の伊勢湾台風を契機として「名古屋市臨海部防災区域建築条例」が制定され、昭和38年8月1日に施行された。指定された区域に於いて建築物の1階の床の高さや構造などを規定する。



【テーマ6：復旧・復興対策 支援メニュー】

応急仮設住宅、災害公営住宅、小規模地区改良事業を活用した復興事業

【住宅の復興（災害公営住宅整備）】

【新潟県長岡市（旧山古志村）の事例】

事業概要：山古志の気候風土や暮らしに対応した住まいを整備

- ・所在地：新潟県長岡市山古志
- ・構造階数：木造2階建
- ・戸数：4棟10戸（2戸長屋3棟、4戸長屋1棟）
- ・間取り：2LDK（4戸）、3DK（6戸）
- ・工期：平成18年8月～平成18年12月
- ・事業主体：長岡市（旧山古志村）

戸塀壁を耐力壁としていたため、将来戸塀壁を撤去し、戸建て住宅や施設への転用が可能。

バリアフリーを重視した長屋タイプ。お年寄りの気配が近隣に分かるよう茶の間や寝室を雁木面に配置。



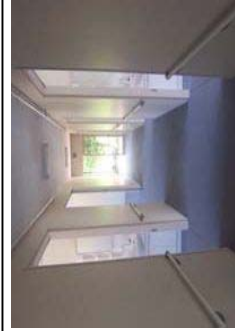
2戸長屋（2LDKタイプ）



4戸長屋

【コミュニティに配慮した応急仮設住宅の整備】

【高齢者や地域コミュニティに配慮した応急仮設住宅の事例】



グループホーム型仮設住宅
（福祉仮設住宅）の例

【住宅の復興（小規模住宅地区改良事業）】

【福岡県（玄海島）の事例】



：小規模住宅地区改良事業で支援
：公営住宅整備事業で支援
：その他事業

【テ一マ7:防災訓練、防災教育等支援メニユ一】

防災訓練の実施



(三重県伊賀市)

防災ボランティアコーディネーター育成講座



(愛知県豊川市)

防災ワークショップ

【防災まちづくりワークショップ(静岡県焼津市)】



体験型・学習型防災センター整備、
防災イベント・講習会



張全



地震体験



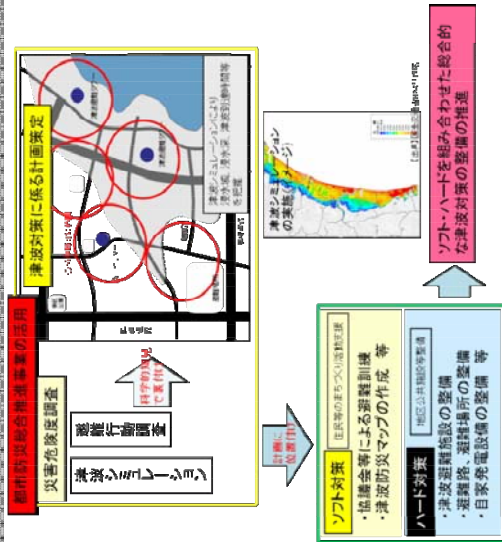
防災コ—ナ—



消火体験

南部防災センター(愛知県東海市)

災害危険度調査(津波シミュレーション)、避難行動調査等)



【静岡県焼津市】(1/2)

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備 考
公園事業(市) H16～H25	公園	防災公園	○石津西公園事業	写真①
まちづくり交付金事業 【南東地区】(市) H17～H21 ※掲載事業は防災まちづくりに関係するもののみ。	道路	避難路(老朽橋梁架替え)	○(市)上泓ノ川橋線	
	公園	震災時の避難地	○立通り公園(街区公園) ○与惣次公園(街区公園)	写真②
	地域生活基盤施設	津波避難ビル 防災拠点	○第13自治会コミュニティ防災センター整備	写真③
	地域生活基盤施設	避難誘導	○避難誘導標識設置	写真④
	高次都市施設	避難施設 防災拠点	○大富公民館の整備	写真⑤
	土地区画整理事業	骨格的な避難路	○焼津市南部土地区画整理事業(小川下小田線)	写真⑥
	土地区画整理事業	老朽家屋の更新、 地震時の家屋倒壊防止	○東小川土地区画整理事業 ○会下ノ島石津土地区画整理事業	
	地域創造支援事業		○安全避難路整備事業(東小川・会下ノ島石津)	
	まちづくり活動推進事業	防災意識啓発	○防災まちづくり啓発事業(防災マップ・防災教室)	写真⑦

1

【静岡県焼津市】(2/2)

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備 考
都市再生整備計画事業 【中部地区】(市) H22～H26 ※掲載事業は防災まちづくりに関係するもののみ。	道路	避難路	○東小川小川中学北側道路 ○市道小川堅小路線 ○市道小川港末広二号線 ○市道小川島田幹線 ○市道小川大住線 ○市道しんとん橋黒石線	
	公園	震災時の避難地	○下小田公園(街区公園) ○寺島公園(街区公園) ○東小川1号公園(街区公園) ○尻川公園(街区公園)	
	高次都市施設	避難施設 防災拠点	○小川公民館の整備	
	土地区画整理事業	骨格的な避難路	○焼津市南部土地区画整理事業	
	土地区画整理事業	老朽家屋の更新、 地震時の家屋倒壊防止	○東小川土地区画整理事業 ○会下ノ島石津土地区画整理事業	
	地域創造支援事業		○安全避難路整備事業(東小川・会下ノ島石津)	
	地域創造支援事業	公共建築物の耐震化	○小川保育園舎改築 ○石津保育園舎改築	

(参考)

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備 考
漁村コミュニティ基盤整備事業(県) H16～H18	津波緊急待避施設	津波避難タワー	○小川地区(400人、200m2、h=4.5m)等4箇所	水産庁所管交付金 写真⑧

2

①

【防災公園】
石津西公園



3

【静岡県焼津市】

焼津市役所

焼津南東地区
焼津中部地区
453ha

静岡県

焼津市

本町地区住宅市街地総合整備事業

□提案事業 地域創造支援事業
小川保育園園舎改築

■基幹事業 道路事業
東小川小川中学北側道路

■基幹事業 道路事業
市道小川登小路線

■基幹事業 土地区画整理事業
東小川土地区画整理事業

■基幹事業 公園事業
東小川一公園

■基幹事業 地域生活基盤施設
第13自治会コミュニティ防災センター

【津波緊急待避施設】
小川地区（県施行、水産庁所管）

■基幹事業 土地区画整理事業
会下ノ島石津土地区画整理事業

■基幹事業 地域生活基盤施設
避難誘導標識設置事業

□提案事業 地域創造支援事業
安全避難路整備事業
（東小川・会下ノ島石津）

□提案事業 まちづくり活動推進事業
防災まちづくり啓発事業

■基幹事業 道路事業
市道小川港末広二線

■基幹事業 道路事業
市道小川大住線

■基幹事業 公園事業
与惣次公園

■基幹事業 公園事業
尻川公園

■基幹事業 土地区画整理事業
焼津市南部土地区画整理事業
（小川下小田線）

○公園事業
石津西公園

■基幹事業 公園事業
立通公園

■基幹事業 高次都市施設
大富公民館

■基幹事業 公園事業
寺島公園

■基幹事業 公園事業
下小田公園

■基幹事業 道路事業
市道小川島田幹線

□提案事業 地域創造支援事業
石津保育園園舎改築

凡例

河川、水路、ポンプ

公共施設

公園

道路

都市再生整備計画区域

土地区画整理事業区域

＜密集市街地の整備＞

【静岡県焼津市】（本町地区住宅市街地総合整備事業）

建物除却

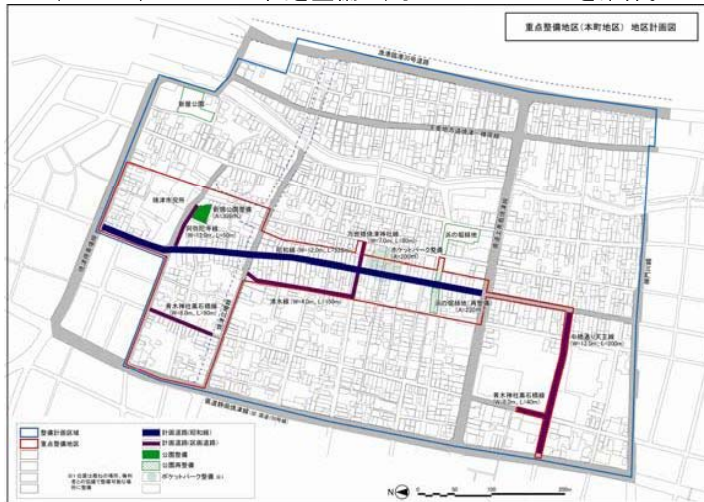
- ・防災面において危険な老朽住宅について、除却を促しています。

道路の拡幅整備

- ・道路の拡幅整備を行い、延焼遮断帯を形成するなど、地区の防火性の向上を図っています。

公園整備

- ・400㎡、230㎡、200㎡の公園を整備し、オープンスペースを確保。



整備前



整備後

5

＜狭あい道路の整備＞

【静岡県焼津市】

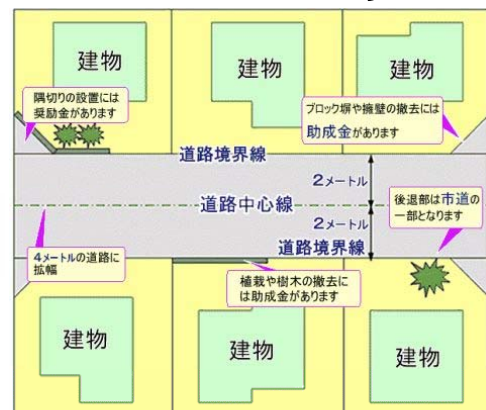
焼津市狭あい道路整備に関する指導及び助成要綱

- ・道路拡幅用地を寄付していただくことで、市が4m以上の道路として整備を行う事業です。
- ・道路拡幅用地内のフェンスや樹木等の撤去費について市が一部を助成し、角地で隅切り用地を寄附していただいた場合には奨励金を交付します。

（条件：建築基準法第42条第2項に規定する道路かつ市管理道路。
：交差点間の連続する区画内のものについて地区協定が結ばれているもの。）



整備前



整備後

6

【静岡県沼津市】

※都市再生整備計画事業の掲載事業は防災まちづくりに関係するもののみ。

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備考
都市再生整備計画事業【東海道原宿地区】(市)H18～H22 ※	地域生活基盤施設	避難地	○沼川新放水路広場(広場) ○帯笑園(広場)	
都市再生整備計画事業【門池北部地区】(市)H18～H26 ※	地域生活基盤施設	避難地	○岡宮3号公園(緑地)	写真①
	公園	避難地	○岡宮1号,2号,4号公園(街区公園)	
都市防災総合推進事業(市)H22～H23	防災	防災無線	○デジタル無線中継局等整備	
宅地耐震推進化事業(市)H22～H26	防災	被害予測	○大規模盛土変動予測調査	
都市公園事業(市)H22～H24	公園	防災拠点	○片浜北公園	耐震性貯水槽、写真②

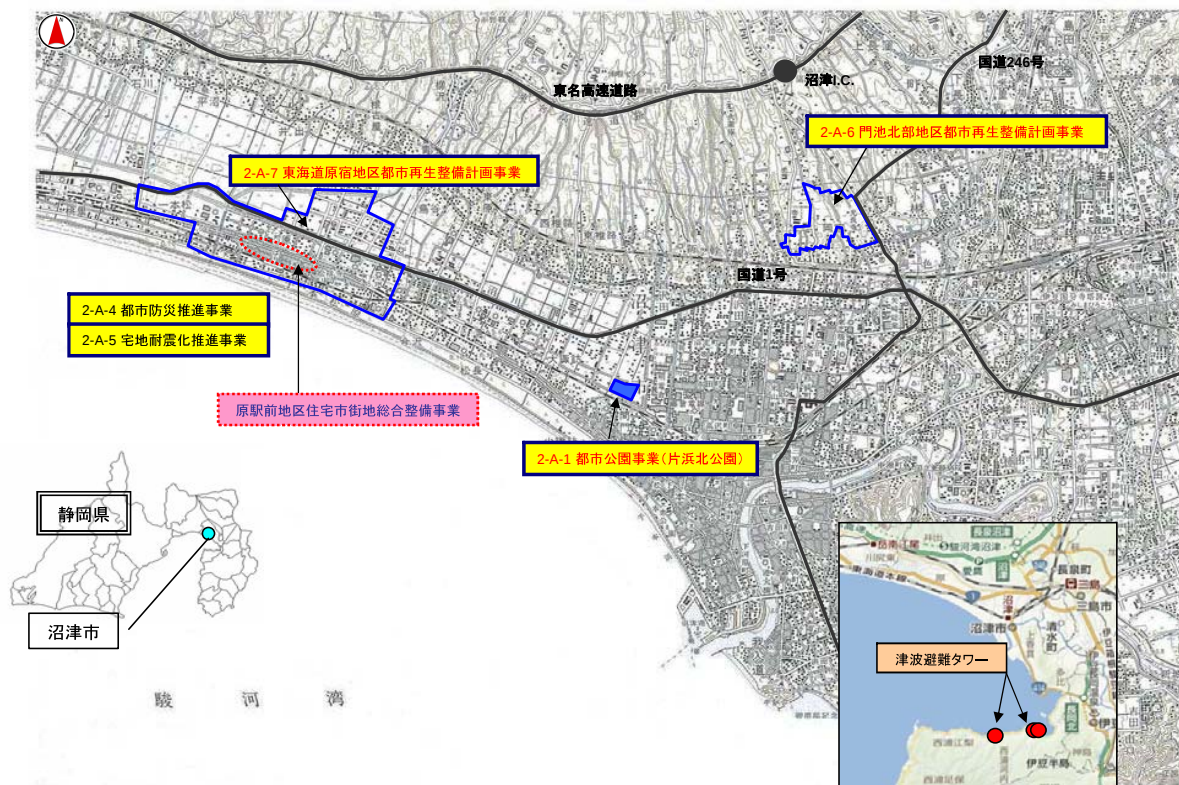
(参考)

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備考
大規模地震対策等総合支援事業(市)H18	津波緊急待避施設	津波避難タワー	○立保(80人、h=8.3m)	県費補助
農山漁村活性化プロジェクト支援事業(市)H20～H21	津波緊急待避施設	津波避難タワー	○木負(80人、h=10.6m) ○重須(80人、h=12.3m)	農水省交付金 写真③



7

【静岡県沼津市】



8

＜密集市街地の整備＞

【静岡県沼津市】（原駅前地区住宅市街地総合整備事業）

道路の拡幅整備

- ・道路拡幅整備による地区内の避難経路の確保

防災機能を備えた小公園の整備

- ・耐震性貯水槽、井戸、かまどなどを設置した防災機能を備えた小公園を3箇所（570㎡、343㎡、85㎡）整備

耐震性貯水槽の整備

- ・地区内に40tの地下式耐震性貯水槽を3基設置
（小公園1箇所、道路2箇所設置）



整備前



整備後

【愛知県東海市】

事業名(事業主体)等	事業種別	利用目的	事業箇所名	備考
道路事業(県)H10～H24	街路	避難路	○(都)名古屋半田線	
都市再生整備計画事業【加木屋周辺地区】(市)H21～H25	道路	避難路	○市道冬至池南線、○市道西御門4号線始め9路線、○市道三ツ池線、○市道冬至池2号線	
※掲載事業は防災まちづくりに関係するもののみ。	公園	避難地	○三ツ池公園、○岩屋口史跡公園	
	地域創造支援事業	避難場所	○広域避難場所整備(加木屋小学校運動場擁壁改修)	
	地域創造支援事業	防災施設 防災意識啓発	○南部地区防災意識啓発事業(南部地域防災センター(体験学習型施設))	写真①
	都市防災総合推進事業(市)H22	都市防災	○防災情報通信ネットワーク整備	写真②
都市防災総合推進事業(市)H22	都市防災	避難地	○公園整備	
社会資本整備総合交付金効果促進事業(市)H22～H24	活動支援	防災無線	○デジタル地域防災無線携帯局整備事業	避難可能箇所等への無線整備
	施設整備	避難所	○一時避難所(集会所)整備事業	
	活動支援	防災意識啓発	○防災教育支援(マップ作成・配布)	



11

【愛知県東海市】



12

＜密集市街地の整備＞

【名古屋市】（筒井地区住宅市街地総合整備事業）

建物除却

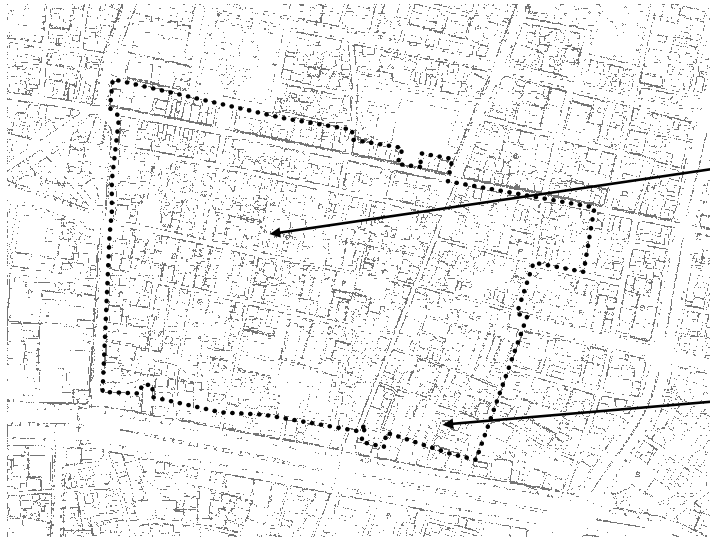
- ・防災面において危険な老朽木造住宅を除却、建て替えを促進。

公園・広場の整備

- ・避難所・避難経路として活用できる公園を設け防災性を向上。

コミュニティ住宅整備

- ・地区内の居住者が事業により住宅に困窮しないようコミュニティ住宅を整備。



整備されたコミュニティ住宅



整備された通り抜けができる公園 13

＜住宅・建築物の耐震化＞

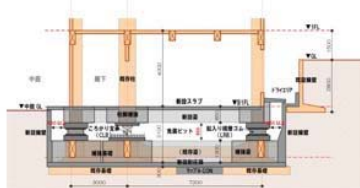
【名古屋市】

市本庁舎改修事業（H18～H22）

- ・災害時にも防災拠点として、継続的に使用できる庁舎とするため、免震装置を設けた耐震改修工事を行い、信頼性の高い防災活動施設とする。



名古屋市本庁舎



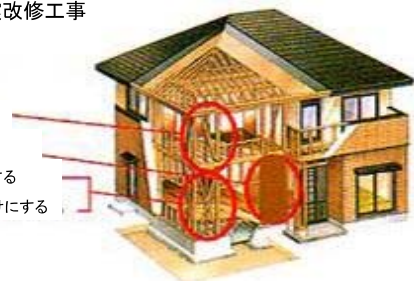
地下1階免震装置イメージ図

民間木造住宅の耐震診断、改修事業

- ・住宅の耐震性向上を図ることにより震災に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅を対象として、無料耐震診断の実施や耐震補強工事に係る費用の一部を助成する。（最大90万の助成）

木造住宅の耐震改修工事のイメージ

- すじかいを設ける
- 構造用合板を貼る
- 細いすじかいを太くする
- すじかいをタスキ掛けにする



地域ぐるみ耐震化促進支援事業（普及啓発）

- ・大規模地震に備え、地域の防災意識を高め民間木造住宅の耐震化を進めるため、町内会などの地域団体が主体になって取り組む地震対策の活動に係る費用の一部を助成する。

- 耐震化おすすめ作戦：市の耐震事業を説明し、無料耐震診断の申込みを勧める戸別訪問
- 学習会、講演会など

地震・津波災害に強いまちづくり 支援事業メニュー

国土交通省中部地方整備局建政部

2012.8

1

目 次

◆社会資本整備総合交付金

【基幹事業】

- ・都市防災総合推進事業
- ・宅地耐震化推進事業
- ・都市再生整備計画(旧まちづくり交付金)事業
- ・下水道総合地震対策事業
- ・都市公園事業
- ・防災緑地緊急整備事業
- ・土地区画整理事業
- ・都市再生区画整理事業
- ・市街地開発等
- ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業
- ・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・空き家再生等推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業

※) 基幹事業の補助率等詳細は、それぞれの要綱による。

【効果促進事業】

計画の目標実現のため
基幹事業一体となって、
基幹事業の効果を一層
高めるために必要な事
業・事務(ソフト事業を含
む)

※) 効果促進事業は、全体事業
費の20%以内。

◆その他補助制度

- ・防災集団移転促進事業

2

●都市防災総合推進事業(1)

<目的・背景>

我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性を図る。

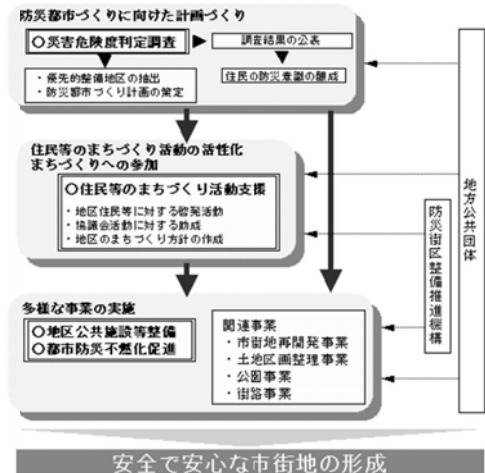
都市防災総合推進事業の活用

事業の実施に伴い、事前に都市防災事業計画を策定し、この計画範囲内で以下の6つのメニューに対し、一括して交付金の交付を行う。

- ① 災害危険度判定調査
- ② 住民等のまちづくり活動支援
- ③ 地区公共施設等整備
- ④ 都市防災不燃化促進
- ⑤ 密集市街地緊急リノベーション事業
- ⑥ 地震に強い都市づくり緊急整備事業

	災害危険度判定調査	住民等のまちづくり活動支援	地区公共施設等整備	都市防災不燃化促進	密集市街地緊急リノベーション事業	地震に強い都市づくり緊急整備事業
発生可能性の高い地域 ^{※1}	○	○	○	○	×	○
大都市の既成市街地等	○	○	○	○	×	○
指定都市	○	○	○	○	×	○
都道府県庁所在地	○	○	○	○	×	○
密集市街地を含む市町村	○	○	○	○	○	○
DID地区	○	○	○	○	×	○
事業主体	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	市町村、防災街区整備推進機構	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	都道府県、市町村	都道府県、市町村、都市再生機構、防災街区整備推進機構	※2
補助率	1/3	1/3	1/2、1/3	1/2(調査は1/3)	1/2(都市再生機構は3/4補助)	※2

※1 地震防災対策強化地域、震源域・南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域
 ※2 地震に強い都市づくり緊急整備事業は、各種事業における重点実施及び交付対象施設の特別を内容とするため、事業主体及び交付率は各種事業の、事業主体及び交付率となる。



都市防災総合推進事業のスキーム

3

●都市防災総合推進事業(2)

① 災害危険度判定調査

[目的]

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

[交付対象]

- ・建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査
- ・延焼、災害危険度マップ ・洪水ハザードマップ

[事業主体]

都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/3

② 住民等のまちづくり活動支援

[目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[交付対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[事業主体] 市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/3

4

●都市防災総合推進事業(3)

③ 地区公共施設等整備

[目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、密集市街地や津波発生時の大規模な災害が想定される防災上危険な市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

[交付対象]

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・地区公共施設
延焼遮断、避難、消防活動、緊急車両の進入に必要な道路
避難者が利用する公園・広場・緑地（用地、マンホールトイレ、かまどベンチ、照明施設等）
- ・まちづくり拠点施設
通常用途が防災まちづくりや防災活動拠点となる建物（耐震化も含む）
避難ができる津波避難施設（タワー型）
避難者が利用する耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム
災害時の機能を維持するための自家発電設備

[事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/2（用地は1/3）

5

●都市防災総合推進事業(4)

④ 都市防災不燃化促進

[目的]

避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることを目的とする。

[交付対象]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火建築物、準耐火建築物の建築への助成
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

[事業主体] 都道府県、市

[交付率] 1/2（調査は1/3）



6

7

国土交通省

8

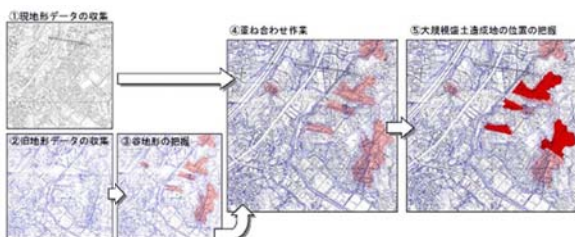
<目的・背景>

大規模盛土造成地(以下「大規模盛土」という。)の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出ており、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土は全国に数多く存在すると推定され、大規模盛土の被害を軽減するため、住民への情報提供、耐震性向上を推進する。

宅地耐震化事業の活用

○大規模盛土造成地の変動予測

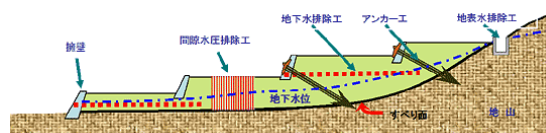
大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)を行い住民への情報提供等を図る。



事業主体：地方公共団体
補助率：国1/3
補助対象：大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等が発生した場合に、滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であって、崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であり、かつ当該盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもののうち、当該盛土の滑動崩落により、国道や河川などの公共施設に被害が発生するおそれのあるもので滑動崩落防止工事が行われる場合、工事費用の一部を補助



事業主体：地方公共団体がその費用の一部を助成する場合、又は自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助
補助率：国1/4 補助対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

9

●都市再生整備計画(旧まちづくり交付金)事業

<目的・背景>

都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための事業である。

市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して、交付金を交付する制度で、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能である。

防災まちづくりへの活用

防災(災害に強い)まちづくりを進める上で、ハード整備を行うだけでなく、ワークショップなどの住民参加を都市再生整備計画に位置づけることができ、ハード・ソフトの両面から、地域住民の防災意識を高めていくことが可能である。

- ・防災(活動)拠点、避難施設、避難路 等
- ・道路、公園、広場、下水道、河川、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・津波避難ビル、防災教育センター 等
- ・ハザードマップ作成、まちづくり活動の支援、各種調査 等

他の基幹事業を適宜組み合わせ、また必要に応じて一体的に実施する関連事業を組み合わせることにより、効果的な防災まちづくりを実施する。

<実例：焼津地区(焼津市)>



10

[交付率4/10]

<目的・背景>

近年、全国各地で大規模地震が発生し、下水道施設に甚大な被害をもたらしているが、兵庫県南部地震の被害を踏まえ耐震基準を強化した平成9年度以前に施工された下水道施設の耐震化は十分進んでいない。重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

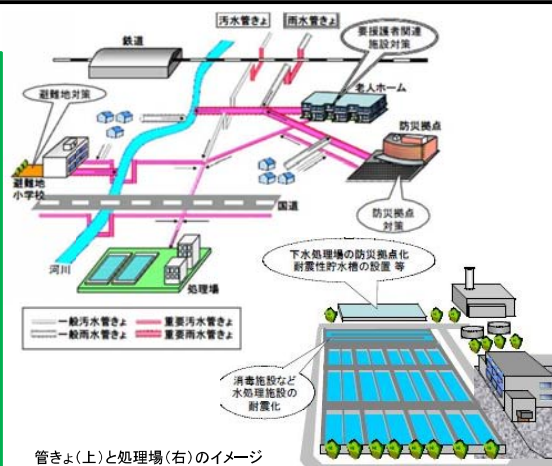
下水道総合地震対策事業の活用

防災対策

- 最低限の処理機能等を確保すべき施設の耐震化
- 流下機能を確保すべき管きょ（防災拠点、避難地、要援護者関連施設の汚水・雨水を排除する管きょ）の耐震化
- 被災時に重大な交通障害につながる管きょ（緊急輸送路下等に埋設されている管きょ）の耐震化

減災対策

- 被災を想定して被害の軽減を図るBCP（事業継続計画）の策定及び同計画に位置づけられた緊急用資機材の整備
- 下水処理場等の防災拠点化等



管きよ(上)と処理場(右)のイメージ

11

[交付率 1/2]

●都市公園事業

<目的・背景>

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

都市公園事業の活用

身近な街区公園、近隣公園等の住区基幹公園は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として、また、都市基幹公園は、駐車場や広場等を拠点として活用し、生活物資等の集積場及び配送等の支援活動の場として機能する。

- ・園路広場
- ・休養施設
休憩所、ベンチ、野外卓
- ・便益施設
駐車場、便所、水飲み場、手洗い場
- ・管理施設
照明施設、井戸、雨水貯留施設、水質浄化施設
- ・その他施設
展望台、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、
情報通信施設、ヘリポート、発電施設、
延焼防止のための散水施設

＜实例：川名公園（名古屋市）＞



12

「交付率1／2(用地1／3)」

●防災緑地緊急整備事業

<目的・背景>

震災火災時における避難地及び防災拠点を早急に確保するため、都市開発資金により公園等の用地を先行取得し、併せて当該用地に避難地としての機能を持たせるための施設整備を行う。

防災緑地緊急整備事業の活用

○防災緑地緊急整備事業の概要

地震災害時における避難地および防災活動拠点を早急に確保するため、緊急に整備する必要のある防災公園について、地方公共団体が策定する「防災公園緊急整備計画」に基づき、都市開発資金により用地の先行取得を行い、先行取得した防災公園の予定地に、園路広場、植栽等防災上必要最低限の施設整備を行い、都市公園としての整備が行われ正式に供用する前に防災緑地として避難地等機能の早期確保を図る。

[交付率1／2]

13

●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、土地の区画形状を整え、道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図る事業である。

土地区画整理事業の活用

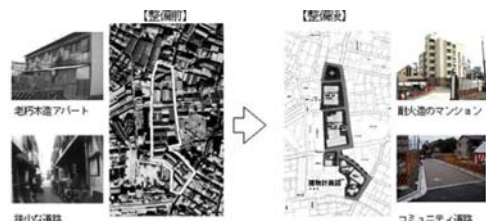
●活用例：密集市街地の解消

道路、公園等の都市基盤が未整備で老朽化した木造建築物が密集している防災上危険な市街地において、以下の措置により防災性の向上を図り、安全な市街地を形成。

- ・道路・公園などの公共施設を整備し、避難・延焼遮断空間を確保
- ・倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性が向上
- ・地権者の自主的な共同建替えのため敷地条件整備を行い、地域の不燃化を促進

●活用例：防災環境軸の整備

災害時の避難路、延焼遮断帯として機能



【土地区画整理事業に対する助成制度】

- ①道路整備特別会計による国庫補助（土地区画整理事業、連続立体交差関連公共施設整備事業）
- ②一般会計による国庫補助（都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業）
- ③都市開発資金融通特別会計による貸付け

【一之江駅西部土地区画整理事業（東京都江戸川区）】

14

<目的・背景>

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して補助を行う。土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する。

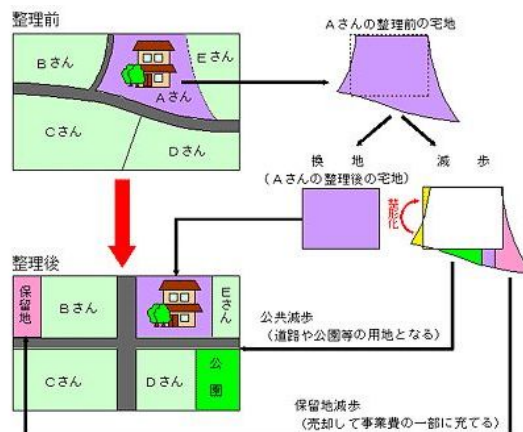
都市再生区画整理事業の活用

(1)補助対象

調査設計費、宅地整備費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費又は公共施設充当用地取得費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、営繕費、機械器具費、事務費等

(2)補助率

一般地区：1／3、重点地区：1／2



15

●市街地開発等

○市街地再開発事業

<目的・背景>

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行い、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

市街地再開発事業の活用

事業の仕組み

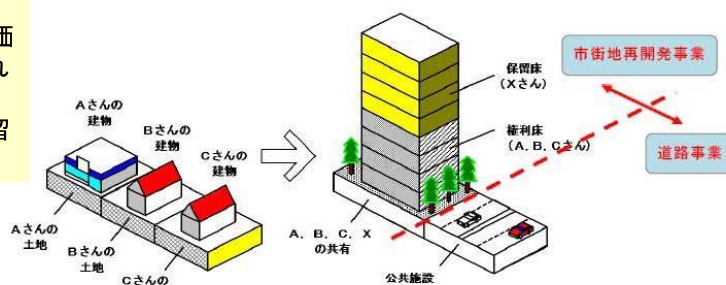
- ・敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- ・従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる(権利床)。
- ・高度利用で新たに生み出された床(保留床)を処分し事業費に充てる。

【市街地開発事業(1／3)】

- ①調査・設計・計画費 ②土地整備費
③共同施設整備費 ④防災性能強化費 等

【道路事業(1／2)】

- ①用地費及び補償費 ②工事費
③測量及び試験費 等



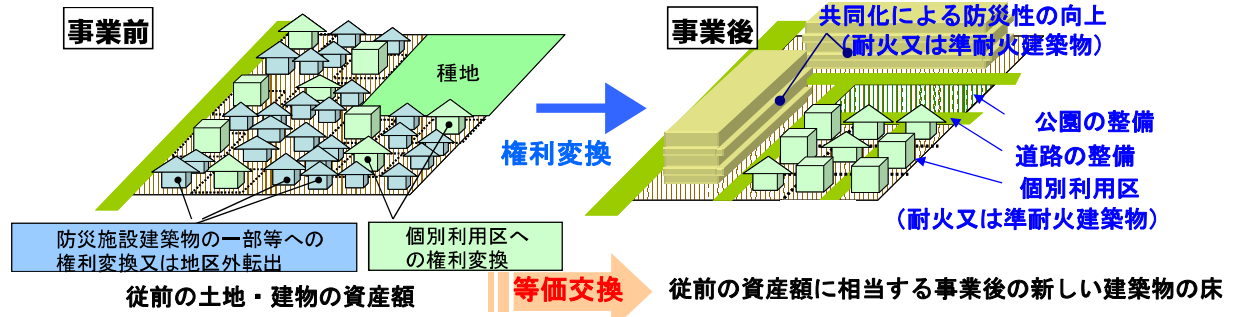
市街地再開発事業のイメージ図

16

○防災街区整備事業

- ・密集法に基づいて防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため法定の事業制度
- ・再開発事業と同様の土地・建物から建物への権利変換による共同化が基本
- ・個別の土地への権利変換をも認める柔軟かつ強力な事業手法
- ・老朽建築物を除却し、防災性能を備えた建物と公共施設を整備

○防災街区整備事業のイメージ図



(1) 法定要件

次の要件を満たす地区であること。

- ① 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画（特定防災街区整備地区に定められている事項が定められ、かつ条例で規制される場合に限る）の区域内
- ② 耐火建築物（新耐震基準を満たさないものを除く）、準耐火建築物の延べ面積が全ての建築物の延べ面積の概ね1/3以下
- ③ 建築基準法に不適な建築物の数又は建築面積の合計が全ての建築物の数又は建築面積の合計の1/2以上 等

(2) 交付要件

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の整備地区内で事業が行われること。（助成については住宅市街地総合整備事業で行う。）

(3) 施行者

個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社、地方公共団体、都市再生機構等

(4) 交付内容

- ① 調査設計計画（事業計画作成、権利変換計画作成、建築設計費等）（1/3）
- ② 土地整備（除却、整地、補償、道路整備、緑地整備等）（45%等）
- ③ 共同施設整備（45%等）

17

●防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

事業の概要

対象事業

- ・市街地再開発事業
- ・地区再開発事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・都市再生整備計画事業 等
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・防災街区整備事業

その他要件

- ・住宅性能評価書の交付を受けるもの
- ・居住水準の向上に資するもので、適切な維持管理について配慮されているもの

事業要件

必須要件

- ・福祉対策（バリアフリー化）
- ・防災対策（免震装置の設置等、高い構造安全性）
- ・省エネルギー対策（省エネルギー基準への適合）



選択要件

- ・防災対策（帰宅困難者支援、延焼遮断、津波に対する構造安全性等）
- ・環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化）

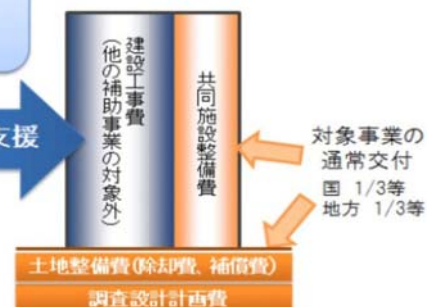
対象地域

- ・三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
- ・都市再開発方針の1号市街地、2項地区
- ・中心市街地活性化法に規定する基本計画に定められた区域
- ・県庁所在都市等の通勤圏のうち昭和45年国勢調査による人口集中地区又は計画地等

補助率

- 3%
- 5%
- 7%

国の直接支援



18

●住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) 国土交通省

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）

（交付率：1/2、1/3）

老朽建築物の除却・建替え

老朽建築物の除却

買収費、除却工事費、損補償等

（交付率：1/2、1/3）

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

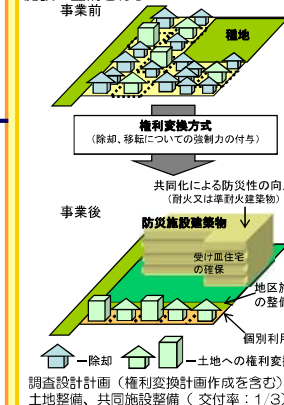
都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2、2/3）



防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建築物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



19

●狭あい道路整備等促進事業 国土交通省

狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体等に対して、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等を補助する。

○狭あい道路拡幅整備事業（ハード事業）

※ただし、狭あい道路拡幅整備促進計画の作成が必要。

- ・狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
- ・狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は樹木等（以下「門、塀等」という。）について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用
- ・門、塀等の新設に要する費用（ただし、既存の門、塀等の移設に要する費用を上限とする。）

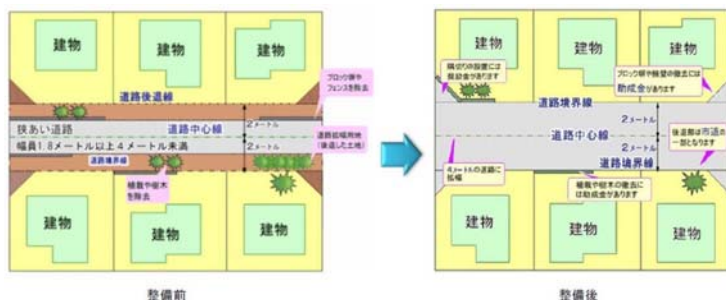
補助対象

- ・地方公共団体
- ・民間事業者（ハード事業のみ）

補助率

- ・直接補助 1/2
- ・間接補助（ハード事業のみ） 1/3

【イメージ図】



【狭あい道路整備促進事業実施例】



20

●小規模住宅地区改良事業

1. 目的

不良住宅が集積すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の改善を図るため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、建築物の敷地の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与する。

2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱
(平成9年住宅局長通達)

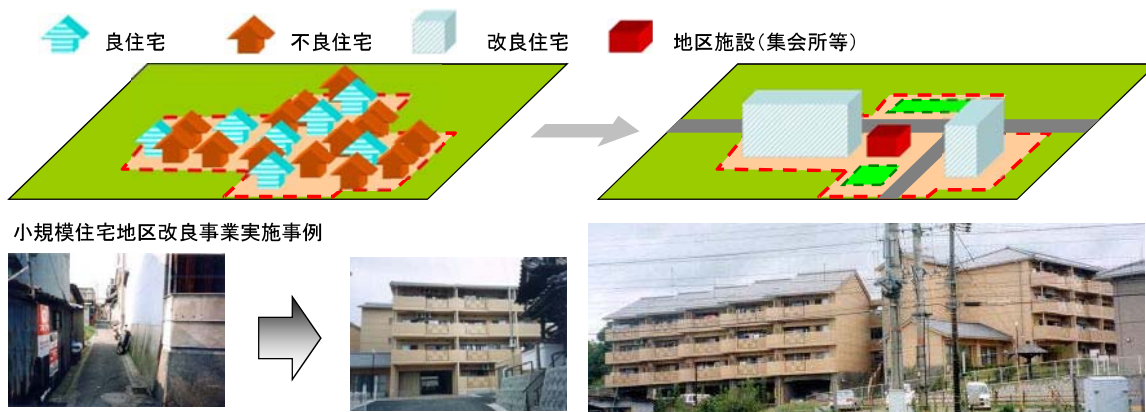
3. 地区指定の要件

- ・面積要件 なし
- ・不良住宅戸数 15戸以上
(※過疎地における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上に要件緩和)
- ・不良住宅率 50%以上
- ・住宅戸数密度要件 なし

4. 補助対象

(補助率)

- ・不良住宅の買収・除却 (1/2)※
 - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
 - ・用地取得 (1/2)
 - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
 - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- ※路地非公共は(1/3)



21

●空き家再生等推進事業の概要(活用事業タイプ)

対象地域

- 産炭等地域又は過疎地域
- 全国の区域(平成25年度までの間に限る)

対象施設

本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

事業内容

空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等を行う

補助対象経費

- 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用
空き家住宅等を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等
- 空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費
空き家住宅等の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

国費負担率

事業主体	地方公共団体	民間企業等又は個人
負担割合	国費	国費
	1/2	1/3
	地方公共団体	地方公共団体
	1/2	民間企業等
		1/3

22

●空き家再生等推進事業の概要(除却事業タイプ)

対象地域

- 産炭地域又は過疎地域
- 平成17年国勢調査の結果による市町村人口が当該市町村の平成12年の人口に比べ減少している市町村の区域※(平成25年度までの間に限る)

※平成17年の国勢調査の後、市町村合併が行われた市町村にあっては、合併前の旧市町村の区域による

対象施設

- 不良住宅
住宅地区改良法第2条第5項の規定による不良住宅
- 空き家住宅
本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの

補助対象経費

- 不良住宅・空き家住宅の除却等に要する費用
(「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」)※×8/10
※国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費(木造22千円/㎡、非木造31千円/㎡)に買取費の1/10を加えた額を限度とする
- 不良住宅・空き家住宅の所有者の特定に要する経費
不良住宅等の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

国費負担率

事業主体	地方公共団体	民間企業等又は個人 (例)※
負担割合	国費	国費
	1/2	1/3
	地方公共団体	地方公共団体
	1/2	1/3
		民間企業等
		1/3

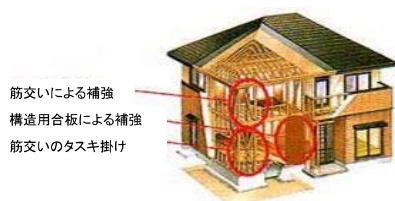
※国費は、地方公共団体補助の1/2

23

●住宅・建築物安全ストック形成事業

建築物の倒壊等による被害を軽減するため、耐震性の向上に資する事業について必要な助成を行う。

＜戸建住宅＞



＜学校＞



○住宅

建物の種類	交付率
緊急輸送道路沿道	民間実施:国と地方で 2/3 地方公共団体実施:国 1/3
避難道路沿道	民間実施:国と地方で 1/3 地方公共団体実施:国 1/6
その他	民間実施:国と地方で 23% 地方公共団体実施:国 11.5%

○建築物

建物の種類	交付率
緊急輸送道路沿道	民間実施:国と地方で 2/3 地方公共団体実施:国 1/3
避難道路沿道	民間実施:国と地方で 1/3 地方公共団体実施:国 1/6
多数の者が利用する建築物 (3階建、1,000㎡以上の百貨店等)	民間実施:国と地方で 23% 地方公共団体実施:国 11.5%

○避難所等

建物の種類	交付率
地域防災計画に位置付けられた建築物	公共建築物:国 1/3 民間建築物:国と地方で 2/3

24

● かけ地近接等危険住宅移転事業

目的

災害の未然防止を図るため、かけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保します。

対象区域

- ・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
- ・事業計画に基づく移転であること

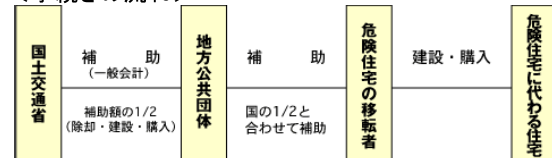
採択要件

- ・既存不適格住宅
- ・建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

補助内容等

- ・除却等費：危険住宅の除却等に要する費用
- ・建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

<手続きの流れ>



<補助対象限度額>

(単位：千円／戸)

除却等費			780
建物助成費	一般地域	建 物	3,100
		土 地	960
		計	4,060
	特殊土壌等	建 物	4,440
		土 地	2,060
		敷地造成	580
		計	7,080

25

● 防災集団移転促進事業

<目的・背景>

災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、市町村が防災のために集団移転の促進を図る事業である。

<概要>

【事業計画の策定】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

災害が発生した地域または災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域

住宅団地の規模

10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要

【国の補助】：事業主体に対して3／4の補助

（戸当たりの限度額を超える額は補助対象外）

- 1) 住宅団地の用地取得造成
- 2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- 3) 住宅団地の公共施設の整備
- 4) 移転促進区域内の農地等の買い取り
- 5) 住宅団地内の共同作業所等
- 6) 移転者の住居の移転に対する補助

<イメージ図>



【事業主体】

市町村（特別な場合は都道府県）

【市町村の配慮】

市町村は、事業計画の策定に当たり、
1) 移転促進区域内の住民の意向を尊重
2) 移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければなりません。

26